

さくら坂商店街 設立総会 議案書

日時 2020年5月12日（火）書面議決による会議

議事

1. はじめに

(1) 設立の経緯

近隣の商店会の活動停滞や解散などの状況をふまえ、2019年10月、新商店街の設立をめざして「さくら坂商店街準備会」（以下、「準備会」）を設置しました。

(2) 設立の目的

規約（案）の目的には当商店街のコンセプトを表現しています。商業振興とともにまちづくりを目的に掲げたサークルのような商店街です。

- ①地域の商店と団体が連携すること
- ②地域住民とともにまちの魅力を引き出すこと
- ③まちの多様性を活かして「美しい」まちづくりを進めること

【参考】東急グループの理念「美しい時代へ」 <https://tokyugroup.jp/about/profile.html>

(3) 運営の方針

全国各地で商店街が衰退しています。担い手の高齢化とともに、会費や会議等の負担の重さが原因です。そこで当商店街は積極的に若い世代の参加を求めるとともに、負担を軽くしたライトな運営をめざします。具体的には、年会費は1,000円とし、必要に応じて寄付金や補助金で会計を維持し、情報・意見交換はSNSやネットを活用して、会員の負担を少なくします。

(4) 「さくら坂商店街」キックオフ事業

新商店街のPR、加入促進等のため上記の事業を企画提案し、「2019年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金」の助成を受けて、実施しました。事業の一つホームページは、テイクアウト情報の発信が好評価を受けて、4月1日以降のアクセス10,000件を超え、当商店街や会員の商店・団体の認知度が高まったと思われます。 <http://dt12.jp/takeout/>

2. 議題

- 第1号議案 規約の制定
- 第2号議案 事業報告（準備会）
- 第3号議案 事業計画及び予算
- 第4号議案 役員を選出

3. その他

第1号議案 規約の制定

提案：当商店街の規約を以下のとおり制定する

さくら坂商店街 規約（案）

第1条 名称

本会は、さくら坂商店街 と称する。

第2条 目的

東急田園都市線「宮崎台」駅周辺の商店と団体が連携して、地域住民とともにまちの魅力を引き出し、その多様性を資源として「美しい」まちづくりを進めていくことを、本会の目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

- (1) 区内のイベントに参加して各商店・団体の認知度を高める
- (2) 区外のイベントに参加して「みやまえ」の認知度を高める
- (3) 若い世代のまちづくりイベントを応援する
- (4) インスタ等のSNSを活用して各商店・団体の魅力を発信する
- (5) 前条の目的を達成する為に必要な、その他の事業を行なう

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 会員

会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで事務局への入会申し込みが完了した商店及び団体とする。

第5条 会費

事業年度始に徴収する年会費を1,000円とする。

年度の途中で会員になる者または年度の途中で退会する会員も上記とする。

第6条 経費

本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもってあてる。

第7条 予算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条 決算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 役員

1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は会務を総括し、会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

6 監事は、会の財産や業務執行の状況を監査する。

7 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第10条 総会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

1 総会の招集は会長が行う。

2 総会の議長は会長が務める。

3 会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。

4 総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。

5 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 会員の加入及び脱退に関する事項
- (3) 事業報告及び決算、事業計画及び予算
- (4) 役員改選
- (5) その他必要と認められた事項

第11条 総会の議事録

1 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

3 議事録は総会から10年間は会長が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第12条 届出事項の変更

会員は、氏名、住所、郵送先等入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

第13条 退会

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。

会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第14条 解散

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

第15条 設立年月日

本会の設立年月日は、2020年4月1日とする。

第16条 所在地

本会の所在地は宮崎台駅前周辺とし、事務所を次のとおりとする。

神奈川県川崎市宮前区宮崎2-7-21-101 さくら坂スタジオ

附 則

1 本規約は、2020年4月1日に制定し、即日これを施行する。

第2号議案 事業報告（準備会）

提案：当商店街の設立、活動開始は2020年4月1日だが、「準備会」が川崎市の補助金の交付を受けてキックオフ事業を実施していることから、参考までに以下のとおり概要を報告します。

事業の概要

事業名	実施期間	事業内容
①商店街 Web、SNS	2020年2月	個店・団体の Insta を一覧できるように紹介し、共感性の高い Web、SNS を開設する
②PR 広告	2020年3月	Web、SNS と PR 企画への誘導をはかるため、こども向けの地域メディアに広告を掲載する
③PR チラシ	2020年3月	Web、SNS への誘導をはかるため、地域イベントとコラボしたチラシを作成・配布する
④効果測定	2020年3月	Web、SNS へのアクセス解析や投稿への反応を中心に効果測定を行う。なお、必要経費はきわめて少額と思われるので自費で行う。

事業の収支

項目	収入	支出	適用
寄付金		68,841	寄付者（株式会社さくら坂スタジオ）
補助金	67,000		2019年度川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金
広報費		135,841	①PR チラシ・デザイン料 30,000 ②Web 制作費 50,000 ※デザイン費、SNS は無料 ③広告掲載費 50,000（4000部） ※じもたん kids 『宮前の働く人の事典』掲載 ④PR チラシ印刷費 5,841（1,000部）

残金 0

第3号議案 事業計画及び予算

提案：以下のとおり2020年度の事業計画及び予算を提案します。

事業計画

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルスの影響で今後の見通しは不透明ですが、以下に掲げた事業への取り組みを基本とします。また、テイクアウト情報の発信や川崎市「川崎じもと応援券」への参加・協力など、会員に有用と思われる事業があれば臨機応変にチャレンジします。なお、各事業の企画運営にあたっては、SNSやインターネットを活用した情報共有と意見交換を積極的に行います。

2. 具体的な事業の内容

(1) イベント

- ・ふる里さくら祭りやみやまえ区民祭など、商店街として区内の大きなイベントに参加します。
- ・上記のイベントに単独で参加する会員を応援します。

(2) 情報発信

- ・会員の商品やサービスにかかわる情報を積極的に発信します。
- ・会員は相互の情報拡散に協力します。

(3) その他

- ・川崎市の各種支援制度を加盟店・団体に紹介し、これらの利活用を応援します。
- ・会員は近隣の商店・団体への入会を働きかけ、まちのネットワークを広げます。
- ・若い世代が企画運営するまちづくりイベントを応援します。

予算

収入		
会費	20,000	年会費1,000×20店・団体
寄付金	100,000	加盟店・団体または地域住民に適宜要望する
補助金	100,000	川崎市補助金事業
支出		
会費	40,000	宮前区商店街連合会・会費、宮前区観光協会・会費、イベント参加費
広報費	150,000	川崎市補助事業・自己負担分、フライヤーデザイン費、印刷費ほか
消耗品費	10,000	イベント等の備品
その他の経費	20,000	

第4号議案 役員の選出

提案：規約第9条に定める役員として以下を選出します

会長 奥津茂樹（さくら坂スタジオ）

副会長 友部敦志（いろから）

会計 mama-on!（メンバーに打診中）

監事 宮原勇貴（Flower Gift Shop yuu 宮崎台店）